

ては、左の囲みのとおり提案されました。委員から、「市街化調整区域になると開発ができなくなるという不安がある。当分の間、現行どおりとするのではなく、新市建設計画の対象期間と同じく、10年間は現行どおりとしてはどうか」との質問が出されました。

事務局より、「新市が一体的に整備・開発する都市計画制度を導入することが妥当ではないかという時期が来れば、地域審議会の意見を踏まえた上で、県と相談をしながら、都市計画区域を設定することとなります。現時点で10年間に限定することはできないと考えています」との説明がありました。

■提案された「土地利用に関する取扱いについて」の主な調整案

都市計画区域、市街化区域と市街化調整区域の区域区分、及び用途地域に関する土地利用については、当分の間現行どおりとする。

なお、都市計画区域等の見直しにあたっては、新市建設計画や合併後の土地利用動向等の調査を踏まえるものとする。また、その際には、地域審議会等の意見を尊重した対応を行うものとする。

●第30号議案 学校教育事業・通学区域の取扱

「学校教育事業・通学区域の取扱」

については、「○小・中学校の通学区域及び学校設置については、現行どおりとする。将来において、教育を取り巻く環境に変化があった場合には、必要に応じ検討する。○学校給食事業については、当分の間、各市町の給食運営方式を基本とする。給食費については、17年度より最も有利な田主丸町及び久留米市に統一する」などが提案されました。

●第31号議案 社会教育事業の取扱いについて

「社会教育事業の取扱い」については、下段の囲みのとおり、提案されました。

委員から、「体育協会の統一に向けた働きかけはどのようになっているか」、「現在、町では市民のスポーツ等の施設利用は無料だが、合併後は有料になるということか」などの質問が出されました。

事務局から、「施設利用料金は新市において協議する予定です」と説明されました。

※第23号議案「一般職の職員の身分の取扱いについて」から第31号議案「社会教育事業の取扱いについて」の9項目については、次回第11回会議で協議されます。

■新委員のお知らせ

(平成15年10月18日現在。敬称略)

三瀨町 新山 正英 2号委員

※2号委員 それぞれの議案が推薦した議員

た議員

■提案された「社会教育事業について」の主な調整案（一部抜粋）

○生涯学習・社会教育事業について

・学習関係の講座等は、当分の間は現行どおりとし、合併後、新市において統一に向け調整する。ただし、同一あるいは同種の事業については、新市全体の均衡を考慮し、合併時まで調整する。

・生涯学習センター等の複合施設は、効率的な管理運営を行うため、調整・検討を行う。また、公設の公民館は、現行のままとする。なお、料金体系等は、合併後検討を行う。

○文化芸術活動振興事業について

文化芸術に係る施策や事業、及び施設の管理運営については、合併時は原則として現行どおりとし、合併後、新市において全体的な統一化を図る。

○スポーツ振興事業について

・合併時に体育協会を一本化し、施設の管理運営を統一する。なお料金体系等は、合併後、新市において検討を行う。

・市民・町民体育大会については、新市のスポーツフェスタを新設する。また既存の競技大会については、地域の意向を尊重し、調整する。

○人権・同和事業について

人権・同和对策事業、及び人権・同和教育事業は、新市においても、引き続き推進していく。

○男女平等政策事業について

男女共同参画社会推進事業は、合併後、より制度が充実している久留米市の例により統一する。

社会福祉協議会も広域合併に向け始動 ～第1回久留米広域社協合併協議会～

久留米広域合併協議会を構成する久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三瀨町の社会福祉協議会の合併を進める第1回久留米広域社協合併協議会が10月14日、久留米市総合福祉センターで開催されました。

会議では、規約、今年度事業計画・予算などが協議され、承認されました。また会長には、谷口久・久留米市社会福祉協議会会長が互選により選任されました。

社会福祉法の規定で1自治体に1つの社会福祉協議会しか設置できないため、今後は協議会を月1回開催し、合併方式、合併期日、介護保険事業の取扱いなど17の協定項目を協議していきます。



▲今年度の事業計画等を協議した第1回会議